

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 2 月 9 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600299 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600149 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の B 社における平成 19 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 14 日  
② 平成 18 年 12 月 14 日  
③ 平成 19 年 7 月 13 日  
④ 平成 19 年 12 月 14 日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①及び②については、A 社から、請求期間③及び④については、B 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表、同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）（写）及びA社の取締役の陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に14万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日について、請求期間①は上記給与明細書（夏期賞与）（写）の日付が「2006/7/14」と記載されているが、上記預金取引明細表で確認できる振込日から平成18年7月13日、請求期間②は上記給与明細書（冬期賞与）（写）の日付及び上記預金取引明細表で確認できる振込日から同年12月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月13日及び同年12月14日の賞与について、「当時の資料は残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③及び④について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表、同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）（写）及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、B社から当該期間に14万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③及び④の賞与支給日について、上記給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）（写）の日付が、請求期間③は「2007/7/13」、請求期間④は「2007/12/14」と記載されているが、上記預金取引明細表で確認できる振込日から、請求期間③は平成19年7月12日、請求期間④は同年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月12日及び同年12月13日の賞与について、「当時の資料は残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。